

「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして
厚生労働大臣が定める物質」について（案）

改正食品衛生法第 11 条第 3 項に基づく「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」については、カテゴリーとして指定することとするが具体的な該当品目例は、以下のとおり。

なお、これらカテゴリーと安全性が同程度と考えられるものは、カテゴリーとして追加するものとする。

① ミネラル類、ビタミン類、アミノ酸類

具体例：

○ミネラル類

塩化カリウム、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム 等

○ビタミン類

L-アスコルビン酸、イノシトール、 β -カロチン、酢酸 dl- α -トコフェロール、葉酸 等

○アミノ酸類

DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸 L-リジン、L-グルタミン酸ナトリウム、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン 等

② 農薬取締法第 2 条に規定する特定農薬（天敵を除く）

○特定農薬（天敵を除く）

食酢、炭酸水素ナトリウム

*なお、天敵については、そもそも食品に残留しないことから、ポジティブリスト制の例外とする必要はないと考えられる。

ポジティブリスト制施行の主な予定（案）

- 平成15年8月 薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会開催
○暫定基準案等に関する審議
- 平成15年秋 暫定基準（1次案）に対するパブリックコメント募集の
開始
（コメント期間：約3ヶ月）
- 薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会開催
（必要に応じ2次案の検討など）
- 平成16年春 薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会開催
○暫定基準案等に関する審議
- 平成16年秋 暫定基準（最終案）に対するパブリックコメント募集及
びWTO通報
- 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会答申
- 遅くとも
平成17年11月 暫定基準等の厚生労働省告示（周知期間6ヶ月）
- 遅くとも
平成18年5月 ポジティブリスト制施行